

Zenken通信 (vol. 38)

▽ 今回のお届け情報

Title: 札幌市「最低制限価格等を新モデルに準拠」

Outline

添付資料P1~2

○札幌市は、品質確保や下請業者の保護、雇用の確保等の観点から、最低制限価格と低入札調査基準価格の設定基準等を新中央公契連モデルに準じて見直す。
なお、現場管理費は、札幌市の地域性（積雪寒冷地）等により公契連モデルに5%上乗せした。

[見直し内容]

1. 最低制限価格及び調査基準価格の見直し

(1) 設定範囲 $2/3 \sim 8.5/10 \Rightarrow 7.0/10 \sim 9.0/10$

(2) 算定式

【土木工事】

- ・ 直接工事費 $\times 1.00 \Rightarrow \times 0.95$
- ・ 共通仮設費 $\times 1.00 \Rightarrow \times 0.90$
- ・ 現場管理費 $\times 0.20 \Rightarrow \times 0.75$
(土木は2/3)
- ・ 一般管理費 $\Rightarrow \times 0.30$

【建築工事】

- ・ 直接工事費 $\times 1.00 \Rightarrow$ 直接工事費 - (直接工事費 $\times 0.1$) $\times 0.95$
- ・ 共通仮設費 $\times 1.00 \Rightarrow \times 0.90$
- ・ 現場管理費 $\times 0.20 \Rightarrow$
 $\Rightarrow$ 現場管理費 + (直接工事費 $\times 0.1$) $\times 0.75$
- ・ 一般管理費 $\Rightarrow \times 0.30$

2. 失格判断基準の引き上げ

- ・ 直接工事費 設計金額の80% $\Rightarrow$ 変更なし
- ・ 共通仮設費 " 70% $\Rightarrow$ 変更なし
- ・ 現場管理費 " 60% $\Rightarrow$ 70%
- ・ 一般管理費 " 30% $\Rightarrow$ 変更なし

担 当 : 事業企画課 林

最低制限、低価格基準引き上げ

札幌市 工事完成後調査を新設

札幌市
10日から

札幌市は、6月10日以降に公告する案件から最低制限価格および低入札調査基準価格を引き上げる。設定範囲と算定方法は国の基準に準拠するが、現場管理費については国の基準に5%上乗せして75%とする。これに伴い、失格判断基準の現場管理費も現行の60%から70%に引き上げる。また、低入札調査基準価格を下回った額で契約締結した工事に対しては、事前調査の内容通りに履行されているかを確認する工事完成後調査を新設する。

札幌市では、設計金額が2億円以上の工事と3000万円以上の委託業務、総合評価落札方式による入札案件には低入札価格調査、それ以外の工事、委託業務には最低制限価格を適用している。いずれも現行は、直接工事費と共通仮設費に、現場管理費の20%（土木、

下水道、舗装、造園、鉄骨・橋梁は3分の2）を加え、これに消費税を乗じて算出。その設定範囲を予定価格の3分の2から10分の8・5としている。市では、低価格応札が増加し、工事の品質低下や下請業者へのしわ寄せ、雇用情勢の悪化などが懸念されることから、設定基準を改正することとした。

また、低入札調査基準価格を下回る額で契約した工事に対する工事完成後調査を新設する。工事完成後、下請業者や労働者への支払い状況などについて、低価格入札の事前調査内容通りに履行されているかを調査する。

新たな算定方法では、直接工事費（営繕系工種は直接工事費の9割）の95%と共通仮設費の90%、現場管理費（現場管理費+直接工事費の1割）の75%、一般管理費の30%を合計したものに、消

費税を加えた額。その価格を予定価格の70～90%の範囲とする。算定方法や設定範囲は国の基準に準拠するが、現場管理費については、施工期間が限定される積雪寒冷地としての地域性を踏まえ、国の基準に5%加える形とした。

入札・契約制度の改正について

厳しい経済情勢の中、過当競争の影響による低価格応札が増加しており、工事の品質低下、下請業者へのしわ寄せ、雇用情勢の悪化等が懸念されることから、札幌市では、最低制限価格及び低入札調査基準価格の引上げ等の実施により、適正価格での受注による建設業の健全な育成、雇用の確保及び下請業者等の保護・育成を図ることにしました。

1 改正内容

(1) 「最低制限価格」及び「低入札調査基準価格」の設定基準の改正

○ 範囲と算定方法は国の基準に準拠。ただし、現場管理費は札幌市の地域性等により5%加算。

改正前	改正後
【範囲】 予定価格の 2/3～8.5/10	【範囲】 予定価格の 7/10～9/10
【算定方法】	【土木系工種の算定方法】
① 直接工事費の額	① 直接工事費の 95%
② 共通仮設費の額	② 共通仮設費の 90%
③ 現場管理費の 20% ※	③ 現場管理費の <u>75%</u>
	④ 一般管理費の 30%
※ 土木、下水道、舗装、造園及び鉄骨・橋梁 の5工種は 2/3	【営繕系工種の算定方法】
	① 直接工事費－(直接工事費×0.1) の 95%
	② 共通仮設費の 90%
	③ 現場管理費＋(直接工事費×0.1) の <u>75%</u>
	④ 一般管理費の 30%

【土木系工種】 土木、下水道、舗装、造園及び鉄骨・橋梁
【営繕系工種】 土木系工種以外の工種

○ 「失格判断基準」の設定基準についても改正（現場管理費 60%→70%）

(2) 低入札価格調査制度における「工事完成後調査」の新設

下請業者及び労働者への支払状況等、元請業者の責任を確認するため、低入札調査基準価格を下回る額で工事の契約を締結した場合に、工事完成後、低入札の事前調査の内容どおりに履行がなされたかの調査を実施します。

※ 札幌市低入札価格調査要領（別紙1）に定める提出資料については、別途お知らせします。

2 適用年月日

平成21年6月10日以降に告示するものから適用します。

【お問合せ先】

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係
電話 211-2442